

すべての飲食店に 消火器が必要になります！

改正前

～消防法が改正されました！！～

延べ面積 150 m²以上の飲食店等に消火器の設置が必要

改正後

すべての飲食店等に消火器の設置が必要
ただし、延べ面積 150 m²未満で次のいずれかに当てはまる場合は設置不要

- 火を使用する設備や器具※1を設けていない場合
- 防火上有効な対策※2がとられている場合

※1、※2の詳細は裏面をご参照ください

お問い合わせ先



所在地	管轄消防本部	電話番号
加古川市 稲美町、播磨町	加古川市消防本部予防課	079-427-6534
高砂市	高砂市消防本部予防課	079-448-4019

なぜ改正？

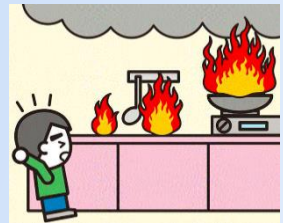
平成28年12月22日、新潟県糸魚川市の飲食店で火災が発生し、住宅や店舗など147棟を焼損する大規模火災となったことを受け、消防法令が改正されました。

飲食店等とは？

レストラン、そば屋、すし屋、喫茶店、スナック、料亭などが当てはまります。消防法令上は次のとおりです。

消防法施行令別表第1（抜粋）

(3)	イ	待合、料理店その他これらに類するもの
	ロ	飲食店



火を使用する設備や器具とは？（※1）

飲食物を提供するため、調理を目的として、消防法第9条に規定する「火を使用する設備」又は「火を使用する器具」が当てはまります。（IHコンロ等は除きます。）

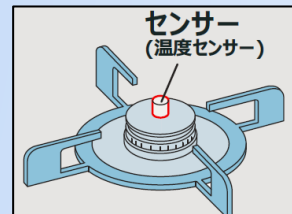
例：レンジ、フライヤー、オーブン、かまど、カセットコンロなど

防火上有効な対策とは？（※2）

次の1～3いずれかの対策がとられている場合、消火器は設置不要です。

1. 調理油過熱防止装置

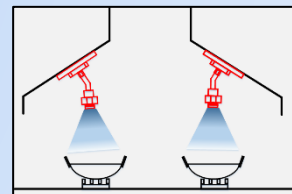
センサー（すべての火口に必要）が温度を感知し、自動的に火を消して出火を防ぐ装置「Siセンサー」等



2. 自動消火装置

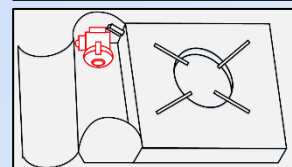
火を使用する設備又は器具の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置

「フード等用簡易自動消火装置」等



3. 圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にガスの供給を停止して火を消す装置



いつから？

平成31年10月1日からです。

安全・安心のため早めに消火器を設置しましょう。

まずは、管轄消防本部へご相談ください。